

第 2 期吉富町自殺対策計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

福岡県 吉富町

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定・見直しの背景	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の数値目標.....	2
第2章 吉富町の自殺に関する現状	3
1 統計資料から見た自殺の現状	3
(1) 自殺者数の推移.....	3
(2) 他自治体との比較	3
(3) 男女・年代別の自殺の特徴	4
(4) 同居人の有無による自殺の特徴.....	5
(5) 職業別の自殺の特徴.....	6
2 吉富町の自殺に関する現状の総括	7
(1) 国や県との比較.....	7
(2) 自殺者の特徴	7
第3章 第1期計画の取組と評価	8
第4章 自殺対策における取組	9
1 基本方針	9
(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する	9
(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する	9
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する	10
(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する	10
(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する.....	10
2 施策体系	11
3 基本施策	12
(1) 地域におけるネットワークの強化	12
(2) 自殺対策を支える人材の育成	12
(3) 住民への啓発と周知.....	13
(4) 生きることの促進要因への支援	13
(5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育.....	14
4 重点施策	15
(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進	15
(2) 高齢者の自殺対策の推進.....	15
(3) 生活困窮者・無職者等への支援と自殺対策の連動性の向上.....	15

5 生きる支援関連施策一覧	17
---------------------	----

第5章 自殺対策の推進体制 26

1 自殺対策の推進体制.....	26
(1) 自殺対策ネットワーク	26
(2) それぞれの主体が果たすべき役割	26
(3) 計画の進行管理.....	27
(4) 自殺対策の担当課	27

資料編 28

1 吉富町自殺対策推進協議会設置要綱.....	28
2 吉富町自殺対策推進協議会委員名簿.....	29

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定・見直しの背景

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、これまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じ、令和2年には女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）は依然として、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

自殺対策基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年に法が改正され、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村に対し「地域自殺対策計画」の策定を義務付けました。

本町では、令和2年度から令和6年度を計画期間とした第1期吉富町自殺対策計画を策定し、関係機関等の連携強化を図り、自殺対策の総合的、効果的な推進に努めてきました。令和4年10月に閣議決定された第4次自殺総合対策大綱及びこれらの自殺対策を取り巻く国の動向や社会的情勢等を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない吉富町」の更なる実現を目指し、地域全体で自殺対策を推進するため本計画の見直しを行いました。

「自殺対策」をめぐる国の動向		
平成10年		自殺者数が3万人を突破
平成18年	6月	「自殺対策基本法」成立
	10月	内閣府に「自殺総合対策会議」設置
平成19年	4月	内閣府に「自殺対策推進室」設置
	6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年	10月	「自殺対策加速化プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成22年	2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成24年	8月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成28年	3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年	7月	第3次「自殺総合対策大綱」閣議決定
令和4年	10月	第4次「自殺総合対策大綱」閣議決定

2 計画の性格・位置づけ

本計画は平成 28 年に改正された自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」(以下「自殺総合対策大綱」という。)の趣旨を踏まえて策定したものです。

本町のまちづくりの最上位計画である「第 3 期吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「健康よしとみ 21～吉富町健康増進・食育推進計画～」、こころの健康づくり関連計画等との整合性を図り、また、「SDGs 未来都市」に選定された本町として自殺対策は町の重要課題であると認識し、誰一人取り残さない、自殺に追い込まれることのない吉富町の実現を目指します。

自殺対策基本法（抜粋）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

国の自殺対策の指針を示す自殺総合対策大綱がおおむね 5 年に一度を目安として改定されていることから、本町の第 1 期計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を計画期間としていました。今回、第 1 期計画が終了となるため、第 2 期計画は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

4 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

令和 4 年に閣議決定した自殺総合対策大綱においては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和 8 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

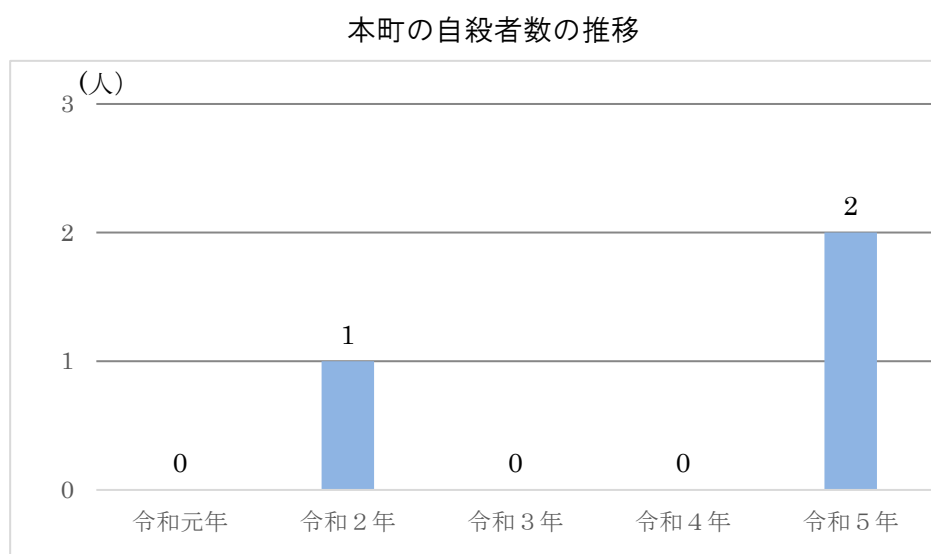
本町においては、令和元年から令和 5 年にかけて、3 人の尊い命が失われました。このような悲しい事態が今後生じることのないよう、町を挙げて自殺者数 0 を目指します。

第2章 吉富町の自殺に関する現状

1 統計資料から見た自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

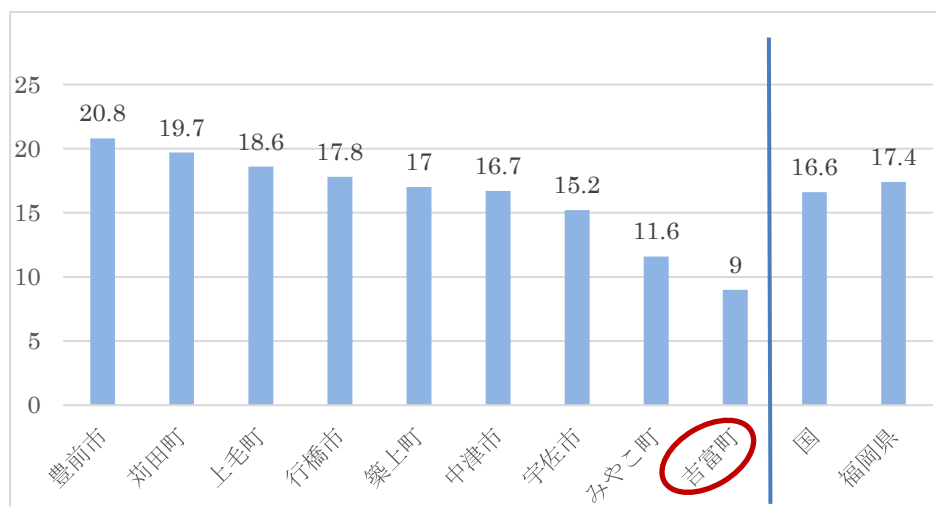
本町の直近5年間（令和元年～令和5年）における自殺者数は令和2年に1人、令和5年に2人で推移しており、自殺者の合計は3人となっています。統計としては、少人数となりますがこれを基に検証していきます。



出典：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(2) 他自治体との比較

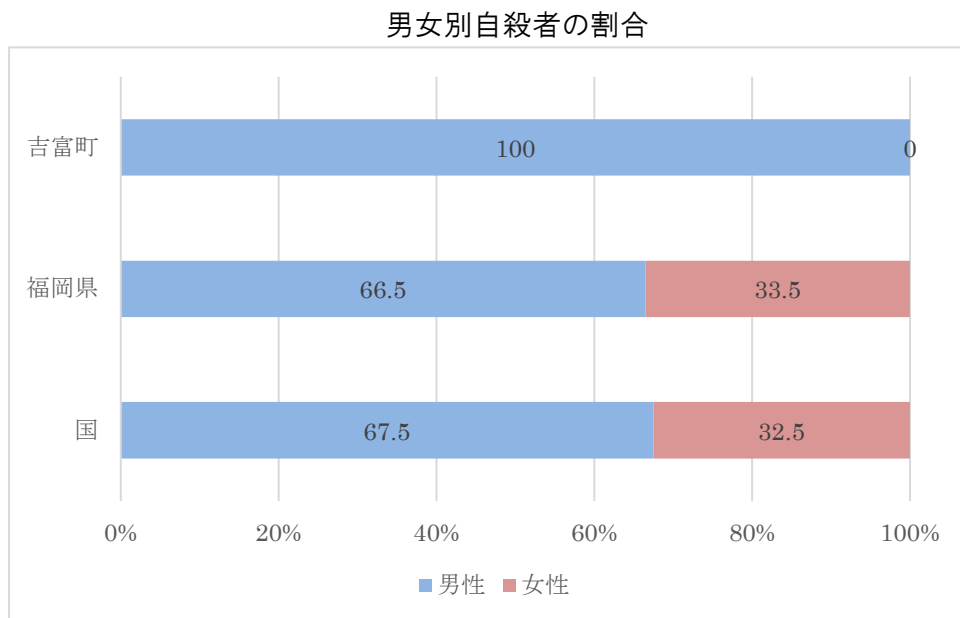
本町の直近5年間の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の平均値は9と周辺市町村の中で最も低く、福岡県内60市町村においても、最も低くなっています。



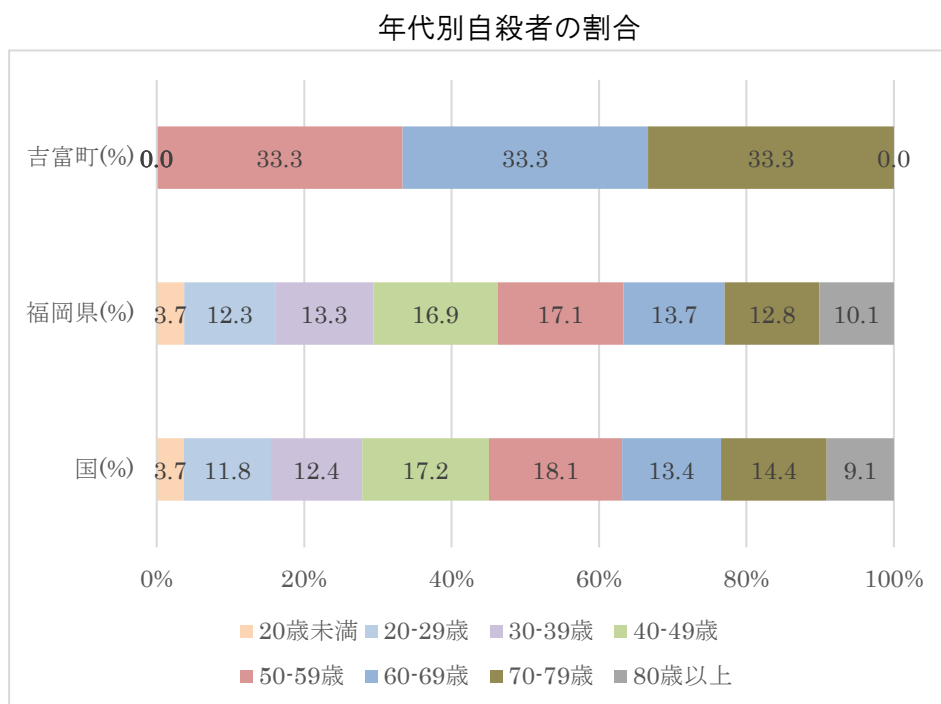
出典：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(3) 男女・年代別の自殺の特徴

本町の直近 5 年間の自殺者について男女別で見ると全て男性となっています。年代別では、50・60・70 代がそれぞれ 1 人ずつおり、いずれも 33.3%と高くなっています。国や県と比較すると 50 代～70 代の男性の割合が高くなっています。



出典：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

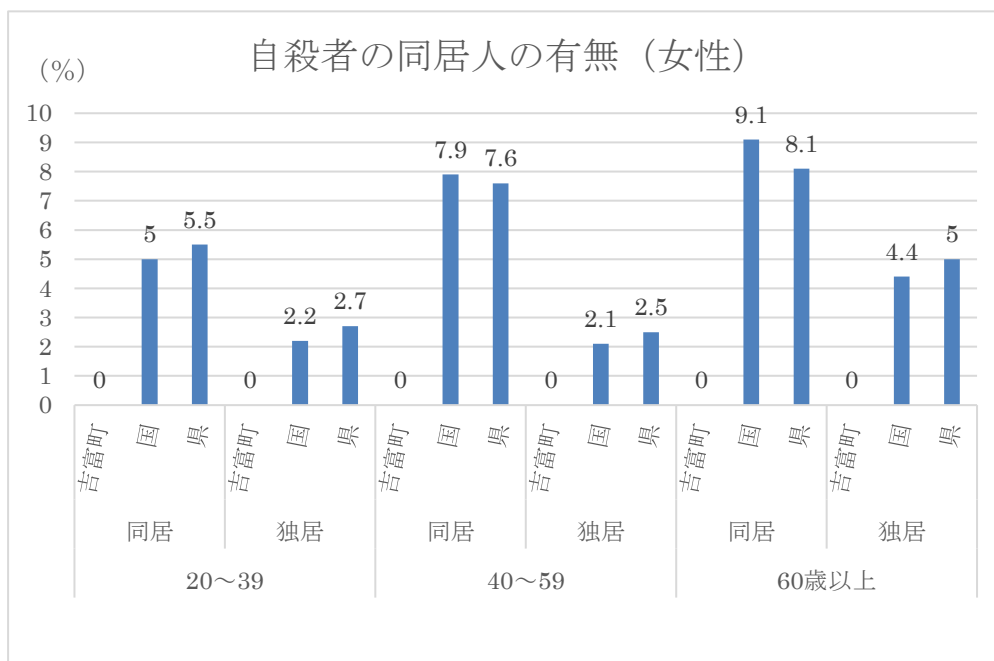
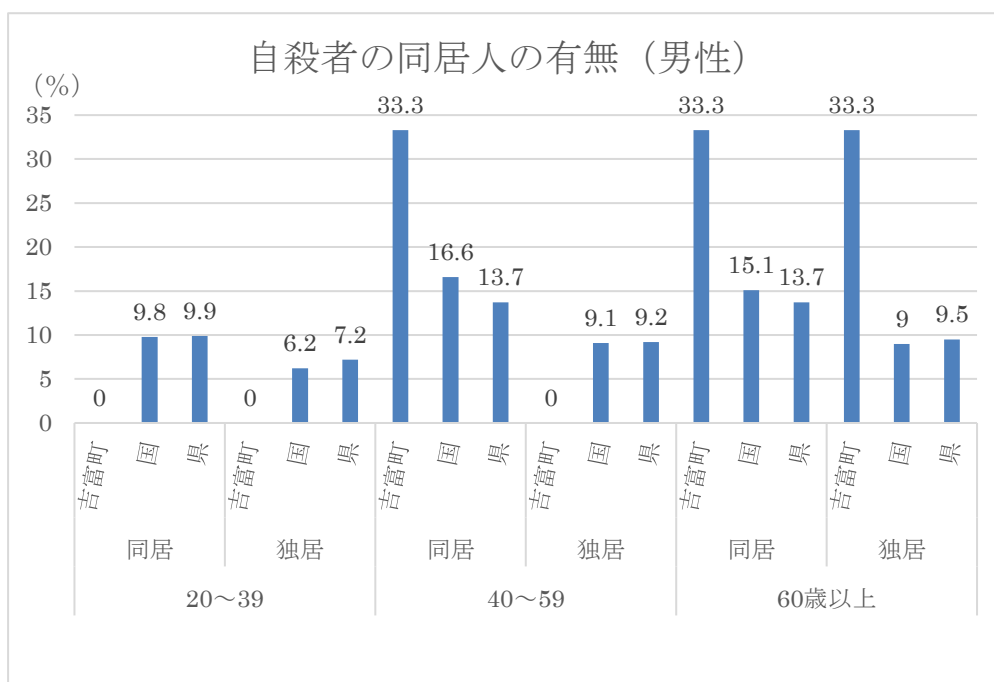


出典：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

(4) 同居人の有無による自殺の特徴

本町の直近 5 年間の自殺者は 3 名で性別で見ると全員が男性となっています。同居人の有無で見ると、同居人有り 2 名、同居人無しが 1 名で、独居より同居の自殺者の人数が多くなっています。また、60 歳以上の自殺者数の内訳で見ると同居人有り 1 名、無し 1 名で同数となっています。

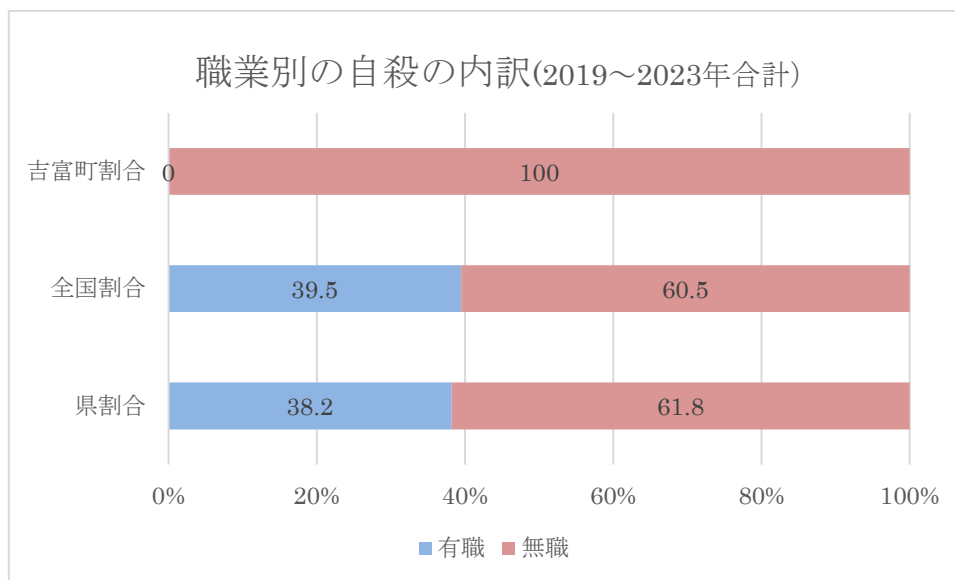
吉富町・国・県ともに自殺者の割合で比較すると、どの年齢層も同居人無しより同居人有りの方が自殺者の割合は高くなっています。



出典：地域自殺実態プロファイル 2024 より抜粋した数値を使用

(5) 職業別の自殺の特徴

本町の直近 5 年間の自殺者について職の有無で見ると、全ての自殺者が無職となっています。国・県についても無職者が 6 割以上となっており、無職者の割合が高くなっています。



出典：「地域自殺実態プロファイル 2024」より抜粋した数値を使用

2 吉富町の自殺に関する現状の総括

(1) 国や県との比較

- ・自殺者数は年により変動が見られますが、平成 26 年～平成 30 年では 3 名、令和元年～令和 5 年は 3 名で人数の変化はありません。
- ・自殺死亡率は国・県に比べて低く、福岡県内市町村の中では一番低い水準となっています。

(2) 自殺者の特徴

- ・男女別では男性が 10 割を占めている。
- ・年代別では、「50 代」「60 代」「70 代」がそれぞれ 3 割以上であり「50～70 代」の中高年で 10 割を占めています。
- ・男性の「50～59 歳」「60～69 歳」「70～79 歳」の自殺者の割合は全国・福岡県を上回り特に高くなっています。
- ・令和元年～令和 5 年の 5 年間で 20 歳未満の自殺者はなく、若者の自殺割合が 0 なのが特徴です。
- ・有職者と無職者では、無職者の割合が高くなっています。
- ・同居人有と無では、同居人有の自殺者の人数が多くなっています。
- ・60 歳以上の高齢者では、同居者と独居者では同じ割合になっています。

上記で見てきた、性別及び年代別状況に加え、厚生労働省から毎年提供される「地域自殺実態プロファイル 2024（最新）」によると、2019 年から 2023 年の過去 5 年間の状況から、本町において支援が優先されるべき対象者は、以下の状況の方とされ、無職の高齢男性の割合が多い傾向にあります。

吉富町 地域の自殺の状況（2019～2023 年合計）

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	背景にある主な自殺の危険経路*
男性 40～59 歳無職同居	1	33.3%	失業→生活苦→借金＋家族間の不和 →うつ状態→自殺
男性 60 歳以上無職独居	1	33.3%	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
男性 60 歳以上無職同居	1	33.3%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み （疲れ）＋身体疾患→自殺

*「背景にある主な自殺の危険経路」は、ライフリング「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもので、自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

出典：地域自殺実態プロファイル 2024 より抜粋して使用

第3章 第1期計画の取組と評価

本町では、自殺対策基本法に基づき第1期計画を策定し、自殺対策の総合的、効果的な推進に努めてきました。第1期計画では、国が定める「自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた5つの「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルにより推奨された「重点施策」、自殺対策に関連する事業をまとめた「生きる支援関連施策」の3つを組み合わせ、地域の特性に応じた取組を実施・推進し、計画の進行管理・目標達成のための評価指標と目標値を設定しました。

指標	計画策定前	第1期目標	第1期実績
吉富町自殺対策推進協議会の開催回数	定期的な開催はなし	年1回以上の開催	年1回開催
町職員のゲートキーパー研修の受講率	実施なし	100% (令和6年度までに)	100%
町民向けゲートキーパー研修の実施回数	実施なし	年2回以上	年1回
町民向けゲートキーパー研修における受講者の理解度	実施なし	80%以上	91.8%
こころの健康づくり講演会の参加者数	54人 (平成30年度)	5年間で300人以上	213人
自殺予防パンフレットの配布	1回 (令和元年度)	年1回	年1回
広報紙への自殺に関する啓発記事の掲載	0回 (平成30年度)	年2回以上	年2回以上
ふれあいサロンの延べ参加人数	年間1,348人	年間1,500人以上	年間1,300人
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施	日常的に実施	日常的に実施	日常的に実施

各指標については、目標に対し概ね達成することができましたが、ゲートキーパー研修など集合型研修については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で実施できない年がありました。今後は研修の定期開催の計画や未受講職員への参加勧奨を図り、講義内容をブラッシュアップすることで誰もがわかりやすい講義の開催を目指します。

本町においては、生活困窮者や高齢者などに自殺の傾向が見受けられますが、自殺死亡率については、国、県等と比較して低い水準にあることから、「生きることへの支援」につながる取組を引き続き実施していきます。また、近年全国的には小中高生の自殺が増加しており若い世代で孤立感や不安、ストレスが広がっている状況にあることから子どもや若者の自殺対策強化を図ることも必要です。これらの状況を踏まえ、引き続き様々な悩みの相談先の周知活動などを行い、児童生徒のSOSサインを見逃さない取組に注力していきます。

第4章 自殺対策における取組

1 基本方針

国の自殺総合対策大綱で掲げられている5点の基本方針を踏まえ、本町では以下の5項目を、自殺対策における基本方針とします。

<5つの基本方針>

1. 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する
4. 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する
5. それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

(1) 自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との連携により、総合的な対策として展開する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策や関係者、組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、引きこもり、性的マイノリティ等、様々な分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保険、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭センターとの連携を図る取組が重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網からこぼれ落ちる人を生み出さないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人が自殺に追い込まれることがない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につなげるためには、それぞれのレベルにおける取組を強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階の取組」として、学校における児童生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は周囲の人には理解されにくいのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及・啓発を行う必要があります。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

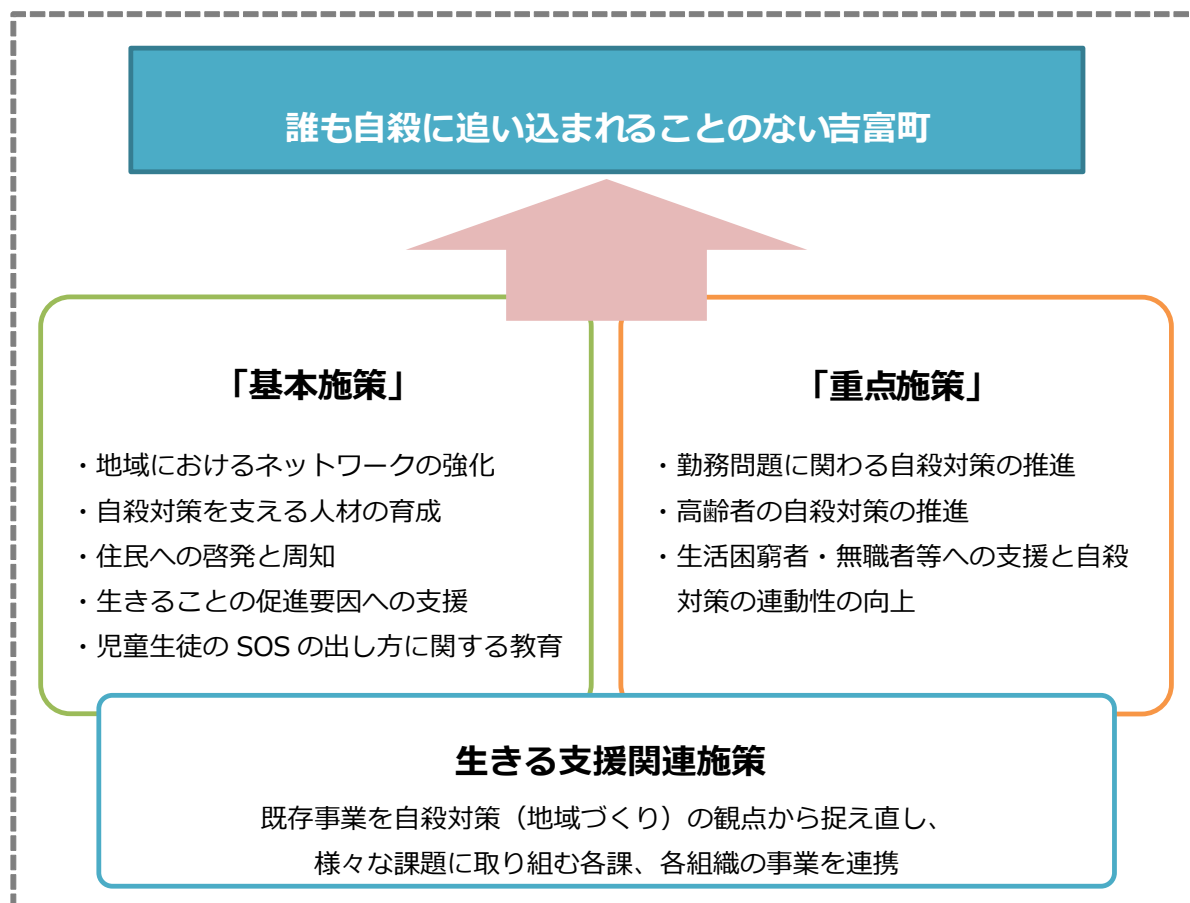
(5) それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町、関係団体、民間団体、企業、そして町民一人ひとりが連携・協働して、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化した上で、連携・協働の仕組みを構築し、この地域社会で暮らす一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

2 施策体系

本町の自殺対策は、国が定めた「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が取り組むことが望ましいとされている「基本施策」と、地域の自殺の実態を踏まえて取り組むことが望ましいとされている「重点施策」、自殺対策に関連する事業をまとめた「生きる支援関連施策」により構成されています。



3 基本施策

本計画で掲げる基本施策は、自殺対策を推進するうえで、不可欠となる基盤的な取組です。本町では、第1期計画においても基盤的な取組として位置づけてきました。本計画においても、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つで構成し、これらの施策それぞれを強力に、かつ、連動させて総合的に推進することで、自殺対策の基盤を強化します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭、学校、職場、健康、経済的問題など様々な要因が関係しているものであり、それらに対応するためには、様々な分野の施策を町、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携して包括的な取組を推進していくことが必要です。

そのため、自殺対策の推進にあたっての基盤となるのが、地域におけるネットワークです。

本町においては、現在、健康づくりや高齢者、教育等に関するネットワーク組織が存在しており、令和6年4月からはこども家庭センターの開設、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始しており、子どもから女性、高齢者各分野において連携を取りながら活動を行っています。また、毎年、吉富町自殺対策推進協議会を開催し、計画の進捗状況、本計画の策定に係る審議等を行ってきました。

今後も吉富町自殺対策推進協議会の継続開催を実施し、それぞれの担当部署の役割を明確化・共有し町内における自殺対策に関するネットワークを整備するとともに、自殺対策に特化したネットワークに限らず、他の事業を通じて地域に構築・展開されている既存のネットワーク組織等を活用した、地域におけるネットワークの強化を図ります。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

「誰も自殺に追い込まれることのない吉富町」を実現するためには、地域においてのネットワークの強化と、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。そのためには、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の充実を図り、人材育成を行う必要があります。

本町においては、第1期計画策定時からゲートキーパー研修を実施し、学びの機会を増やしていますが、参加者の意見から支援者のこころのケアの重要性も課題として上がってきました。

今後も、吉富町全職員を対象としたゲートキーパー研修を実施するとともに、福祉等に携わる専門職、自治会や老人クラブ等の地域団体、民生委員・児童委員や保健推進員等の地域において福祉活動等に携わる町民、自殺対策に関心のある町民等を対象に自殺対策に関する研修等を実施することで、誰もが、自殺対策の視点を持ち、地域で支援者ネットワークの担い手・支え手となれるよう幅広い人材育成に努めます。また、支援を行うものが、ひとりで問題を抱え込まないような支援を行います。

(3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」で「誰もが当事者となり得る重大な問題」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、また、自殺や精神疾患、ひきこもりに対する誤った認識や偏見が存在するという現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合に誰かに援助を求めることが、社会全体の共通認識となるよう普及啓発活動を推進します。

また、地域のネットワークを強化して相談・支援体制を確保しても、住民が相談機関等の存在を知らなければ、適切な支援につなげることができず、自殺対策が十分に効果を果たすことができません。

本町においてはこれまで、自殺対策強化月間に自殺予防パンフレットの全戸配布等を行うなど、住民に対する周知・啓発、窓口におけるリーフレット等の設置や配布、広報誌における特集記事の掲載等を図ってきました。今後も正しい認識を広げるための啓発・周知の強化に努めます。

※参考（自殺予防週間・自殺対策強化月間について）

自殺対策基本法においては、国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進を図るため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設けることを定めています。

国及び地方公共団体には、自殺予防週間（9月10日から9月16日）において啓発活動を広く展開すること、自殺対策強化月間（3月）において自殺対策を集中的に展開することが求められています。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策の推進にあたっては、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。本町においてはこれまで、各事業で「生きることの促進要因」の増加につながる、住民が集う機会や福祉サービスの提供等を行ってきました。また、令和6年度からはこども家庭センターの開設や、高齢者の保健事業と介護予防の一体化実施事業による集いの場の開設を行い、こどもの新たな居場所として「こども食堂」も開始されました。今後も、あらゆる住民に対する居場所づくりや、女性、若者、子育て中の親子、高齢者や認知症の人とその家族、障がい者、また、ひきこもり、介護や看護、生活支援等が必要な人とその家族に対して、福祉サービスの提供や相談業務の実施等による支援を行うとともに、住民の生活をサポートする行政職員や教育現場で子どもたちを支える教職員等に対するメンタルヘルス対策の推進による支援を行います。また、自殺未遂者に対しては、地域ハイリスク者支援連携強化会議への参加により、関係機関との情報共有等による支援体制の構築を図ります。自死遺族を含む家族を失った住民に対しては、死亡に関する手続きの機会において、相談先の一覧の配布や活用できるサービスの周知、窓口における相談の実施し、それぞれの立場や状況に寄り添った支援を進め、関係者間の連携で解決を図る支援に努めます。

(5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺者が大きな社会問題となる中、全国の子ども・若者の自殺者数は近年増加しており、小中高生の自殺者は過去最高となっています。生活問題、健康問題、家庭問題等の自殺の背景・原因となり得る様々な問題は、誰もが直面する可能性のある問題です。将来、このような人生の危機に直面したとき、ひとりで問題を抱え込まず、他者に援助を求める力（ＳＯＳの出し方）を早いうちに身につけておくことが重要です。

本町においてはこれまで、教師や保護者にも相談できない悩みごとを相談することができる「子どもの人権ＳＯＳミニレター」の配布や学校生活の場において、児童生徒に対して相談窓口や相談方法に関する周知を行ってきました。令和６年度からはこども家庭センターを開設し、こども食堂も開始されました。

今後も、これらの取組を継続して実施するとともに、新規取組を実施しながら、児童生徒が社会において様々な困難・ストレスに直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいか、具体的、かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛い時や苦しい時に信頼できる大人に助けを求めることができるように通常の学校教育活動の一環としてＳＯＳの出し方に関する教育の実施の強化に努めます。更に、学校内外における居場所づくりや相談窓口の充実に努めていきます。

4 重点施策

重点施策とは、国が作成した地域自殺実態プロファイルに基づき地域の自殺の実態を踏まえて、重点的に取り組むべきとされている取組です。本町においては、自殺のハイリスク対象群である「勤務問題に関わる自殺対策の推進」「高齢者の自殺対策の推進」「生活困窮者・無職者等への支援と自殺対策の連動性の向上」の3つで構成しています。

(1) 勤務問題に関わる自殺対策の推進

本町の直近10年間の3名を年齢別に見ると、全ての自殺者が50代から70代となっています。

自殺の背景に、必ずしも勤務問題や経営問題があるとは言いきれませんが、職場での人間関係、長時間労働、転勤や、異動等による環境の変化、経営状態の悪化等の勤務上・経営上の問題が少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられます。

勤務上・経営上の悩みを抱えた人が、適切な相談先・支援先につながれるよう、商工会議所においてメンタルヘルス対策の推進を図ります。また、行政職員・教職員に対するメンタルヘルス対策も職場内でさらに推進を図り、自殺リスクを生み出さないような労働環境整備に努めます。

(2) 高齢者の自殺対策の推進

本町の直近5年間の自殺者3人を年齢別に見ると、60歳以上の自殺者が2人で、自殺者全体の約7割を占めています。

高齢者の自殺対策については、閉じこもりや抑うつ状態、健康不安、孤立・孤独など高齢期特有の問題への対応が求められます。寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加していることから、自殺のリスクが高まる可能性が考えられています。高齢者本人のみならず、家族や地域も巻き込んだ問題として生じる場合もあります。

高齢者の自殺を防ぐためには、健康づくりや介護予防の推進、周囲が変化等に早期に気づき支援につなげる、孤立させない取組など社会参加の促進とともに、家族を含めた介護者を支える取組が必要です。

本町においては、行政サービス、民間事業者サービス等による支援が行われていますが、今後もこれらの支援を適切に活用するとともに、サロン事業による高齢者の居場所づくりの推進で社会参加の促進を図ります。さらに、令和6年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を開始し医療と介護事業と連携をしながら支援することで地域での見守りや健康状態の維持、孤立の防止などに取り組むとともに、支援者への取組も行っていきます。

(3) 生活困窮者・無職者等への支援と自殺対策の連動性の向上

本町の直近5年間の自殺者のうち無職者の割合は10割を占め自殺者の全数となっています。生活困窮者や失業者の背景には多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様かつ広範囲の問題が複合的に関わっていることが多いとされています。さらに、生きづらさを抱えた人、配偶者と離別・死別した人、社会的役割を喪失した人など単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族との人間関係等、様々な問題を抱えていることが考えられ、

自殺のリスクが高い傾向があります。

本町においてはこれまで生活困窮者自立支援制度等による生活困窮者・無職者等に対する支援や住民から各種申請・相談等を受ける機会を、生活状況を確認する機会として活用し、必要に応じて必要な支援へとつなぐ体制整備を行ってきました。今後もこれらの体制整備を続けながら自殺対策と連動した包括的な支援の推進を図り、経済面や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係の支援も含めた包括的な支援を推進します。

5 生きる支援関連施策一覧

国は、自殺対策は「生きることの包括的な支援」であるとの考え方から、既に行われている既存の事業・取組を最大限に活かし、自殺対策計画に盛り込むことを求めています。

生きる支援関連施策一覧は、本町において既に行われている様々な事業・取組を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、自殺対策の視点を盛り込んだ施策群として、取りまとめたものとなっています。

新規：(新)

充実：(充)

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネットワーク	人材育成	周知・啓発	生きる支援	SOS教育	勤務	高齢者	
庁内全課	庁内の相談体制整備	窓口における各種相談対応や、税金や保険料の徴収等の行政事務の機会を通じて、自殺のリスク（悩み）に気づき、必要な支援につなぐことのできる人材を育成するため、全職員がゲートキーパー養成講座を受講します。		●						
関係各課	窓口等における相談窓口等の周知・啓発	窓口等において、相談窓口一覧等を掲載したリーフレット等の設置や必要に応じた配布を行います。			●					
子育て健康課	吉富町自殺対策推進協議会	医療・福祉・教育・経済労働の関係機関及び民間団体と本町の関係部局で構成される「吉富町自殺対策推進協議会」を開催します。	●							
	吉富町健康づくり推進協議会	本町における「こころの健康」を含む健康づくりの推進を図るため、保健・医療・福祉の関係機関及び町内の各種団体で構成される「吉富町健康づくり推進協議会」を開催します。	●							
	地域ハイリスク者支援連携強化会議等への参加	会議への参加により、関係機関と情報共有等を行い、自殺未遂者に対する支援体制を構築します。	●			●				
	要保護児童地域対策協議会の開催	関係機関とのネットワークを構築し、地域の基盤を強化します。	●						●	
	吉富町保健推進員設置事業	保健推進員に対し、自殺予防に関する研修の場の提供を行うことで、地域住民の状態把握等について理解を深め、自殺リスクの高い地域住民等を行政につなぐなどの対応が取れるよう図ります。		●						
	食生活改善推進員の養成	研修内容に自殺対策の視点を盛り込むことにより、推進員が自殺のリスクを早期に発見し、適切な支援先へつなぐなどの対応が取れるよう図ります。		●						
	放課後児童健全育成事業	保護者等が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後生活の場を提供します。また、職員に対して、自殺予防に関する研修の場の提供を行います。	●			●				

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネット ワーク	人材 育成	周知・ 啓発	生 き る 支 援	S O S 教 育	勤 務	高 齢 者	
子育て健康課	自殺予防パンフレットの配布 充	自殺対策強化月間に自殺予防パンフレットを全戸に配布し、若い世代から高齢者の全ての世代の住民に対する情報周知を図ります。			●					
	生活習慣病予防にかかる健康教育	生活習慣病予防講演会の開催時にメンタルヘルスに関するチラシの配布や展示等を行うことで、町民の理解促進を図ります。また、特定健診後の保健指導を行う機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じて、相談先情報の周知や関係機関へのつなぎを行います。			●					
	母子手帳交付	母子手帳交付時に妊娠や子育てに不安のある妊婦の相談に応じるとともに、産前産後・育児休業中等の経済的支援やハラスメント等の相談窓口の周知を行います。			●					
	こころの健康講演会の開催 充	自殺対策強化月間に講演会を開催し、全ての世代に心の健康づくりの普及啓蒙を図ります。			●					
	商工会に対するチラシ・リーフレット等の提供	相談窓口等の周知を図るため、商工会等に対し、相談窓口一覧を掲載したチラシやリーフレット等の提供を行います。			●		●			
	商工会における啓発ポスターの掲示	商工会に自殺対策等に関する啓発ポスターを配布、掲示を依頼することで、町内事業所に対し、メンタルヘルス対策を含む自殺対策の普及・啓発を図ります。			●		●			
	子育て支援センターの開設	子育て中の親子の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談・情報提供・講習会等を実施するなどして、地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを行います。			●					
	赤ちゃん広場の開催	乳児と保護者の交流の場・育児相談の場として、赤ちゃん広場を開催します。			●					
	こころのリハビリ教室	精神障がい者同士が交流でき、相談できる場の提供を行います。			●					
	児童扶養手当支給事務・ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当の給付や医療費の助成等の経済的支援を行います。また、各種手続きの機会を相談先一覧の配布や活用できるサービスについての周知を行う機会として活用します。							●	
	困難事例対応精神障がい者と家族への個別支援の充実	困難事例対応精神障がい者（疑い含む）及びその家族に対する個別支援の充実を図ります。			●				●	
	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問における育児相談の際に、メンタルヘルスに関する質問票等を活用し、産後うつ等の早期発見に努めます。								●
	発達個別相談	子どもの発達（心理・運動・言語）や子育て等に関する相談に応じるとともに、必要な支援機関を紹介し、両親等の不安感の軽減に努めます。			●					
	子育て相談総合窓口設置 充	こども家庭センターを設置し、妊娠や出産、こども・子育てに関する一体的な相談支援を行い、子育て相談機関と連携して、切れ目ない支援を行う。			●					

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネット ワーク	人材 育成	周知・ 啓発	生きる 支援	SOS 教育	勤務 者	高齢 者	
子育て健康課	総合相談支援	来所・訪問・電話による各種相談に対応し、必要な対応を行います。				●				
	乳幼児健康診査	子どもに対する健診の機会を家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会として活用し、必要があれば関係機関につなげるなどの対応を行います。				●				
	DV等相談窓口設置	DV被害者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。				●				
	健康増進計画推進事業	健康よしとみ21（吉富町健康増進計画）の中で、こころの健康についても記載しており、健康増進計画と自殺対策を連動させながら、健康増進に関する施策を推進します。								●
	子ども・子育て支援事業計画策定事業 充	第3期子ども・子育て支援事業計画において、産後うつ等の心のケアの実施を盛り込むことにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図ります。				●				●
	重複多受診者訪問指導 充	国保連合会へ委託し重複多受診者への訪問指導等により、健康に関する相談に応じるとともに、必要な支援機関を紹介し、健康不安の軽減に努めます。				●				
	育児相談	こども家庭センターの保健師等が電話・訪問で育児に関する相談に対応し、子育ての不安の軽減を図ります。				●				
	若年特定健診	40歳未満の国民健康保険の被保険者で健診を受診する機会のない方を対象に健康診断を実施し、問診票において睡眠等に関する質問を行い、受診者の意識づけにつなげるとともに、ハイリスク者に対して、相談や窓口の周知を行うことで、うつ病等精神疾患の早期発見に努めます。				●				
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 新	医療・健診・保健指導結果と介護に関するデータから後期高齢者の健康状態を把握し、高齢者の健康増進・フレイル予防に努めることで、ハイリスクの発見やうつ・精神疾患の早期発見、相談の場づくりに努めます。				●			●	
福祉保険課	産後ケア事業 新	出産直後の早期段階から助産師等専門職が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、ハイリスクの発見やうつ・精神疾患の早期発見、相談の場づくりに努めます。				●				
	吉富町協議体「吉富ささえ愛♥たい」	住民同士の支え合いについて話し合う場である「吉富ささえ愛♥たい」の開催により、住民同士の支え合い活動を推進します。	●							
	ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会の開催	関係者同士の連携を深め、安心して生活できる地域づくりのため、見守りネットワークの充実を図ります。	●							
	地域包括支援センターの運営	各種会議等において、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報を共有することで、関係者間での連携関係の強化等につなげます。	●							
	豊築地区自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、地域の基盤を強化します。	●						●	

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネットワーク	人材育成	周知・啓発	生きる支援	SOS教育	勤務	高齢者	
福祉保険課	民生委員児童委員活動の推進	地域住民の身近な相談窓口となっている民生委員児童委員の活動を推進します。また、民生委員児童委員に対する自殺予防に関する研修の場の提供を行います。		●						
	障害者相談員による相談業務	障害者相談員が障がいのある方又はその保護者等からの相談に応じ、必要な援助等を行います。また、障害者相談員に対する自殺予防に関する研修の場の提供を行います。		●		●				●
	配食サービス事業	食事の提供機会を見守りや生活実態の把握の機会として活用し、必要に応じて関係機関へのつなぎを行います。また、配食を提供する職員の自殺予防に関する研修の受講促進を図ります。		●					●	
	見守り活動の実施	社会福祉協議会、老人クラブ、自治会、民生委員等の様々な主体において、ひとり暮らし高齢者等への見守り・声かけ・訪問活動等を実施します。また、見守り等を実施するこれらの主体に対し、自殺予防に関する研修の受講促進を図ります。		●						●
	吉富町訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。また、訪問入浴の介助を行う職員に対して、自殺予防に関する研修の場の提供を行います。		●						●
	各種届出事務	死亡に関する手続きを行う方の中には、大切な方との死別のみならず、死後に生じる手続き等における様々な問題を抱えて、自殺のリスクが高まる場合があることから、窓口等で相談に応じるとともに、相談先一覧の配布や活用できるサービスに関する情報提供を行います。			●	●				
	介護予防事業・高齢者交流事業	各地区において、ピンシャン教室やふれあいサロン等を実施します。また、これらの場を高齢者に対する相談先の情報提供を行う場として活用します。			●	●			●	
	町営住宅事務	住まいの場の確保に対する支援として、町営住宅を提供します。また、入居申込み等の様々な機会を通じて、相談窓口等が掲載されたリーフレットを配布するなど、相談先情報の周知や相談窓口へのつなぎを図ります。			●					●
	老人利用券交付事業	高齢者等の健康保持を図るため、入浴券及びはり・きゅう・マッサージ施術利用券の交付を行います。				●			●	
	高齢者等買い物困難者支援事業	移動販売事業を外部委託により実施し、買い物困難者への支援を通じた高齢者のコミュニケーションの促進、孤立防止につなげます。				●			●	
	あいあい喫茶(認知症カフェ)	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症について語り合ったり、専門職に相談したりできる交流の場づくりを支援します。				●			●	
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防事業の実施により、高齢者の閉じこもりや孤立防止につなげます。				●			●	
	介護給付に関する事務	介護や生活支援サービスの提供が必要な要介護者がいる世帯に対し、介護保険サービスを提供します。				●			●	

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネットワーク	人材育成	周知・啓発	生きる支援	SOS教育	勤務	高齢者	
福祉保険課	ケアマネジメント	認定申請や入所手続き等の様々な介護相談に対し、本人や家族と面談し、必要な支援を行います。また、面談の機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じて、相談先情報の周知や関係機関へのつなぎを行います。				●			●	
	吉富町日中一時支援事業	障がい者（児）を介護する方が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設にて預かり、必要な保護を行います。				●				●
	障がい者（児）支援に関する事務	障がい者（児）に対する介護給付の実施により、家族に対する負担軽減を図ります。				●				●
	精神保健福祉推進事業	精神障がい者や家族の相談に応じるとともに、活用できるサービスを紹介するなど、本人や家族が地域で孤立することなく、適切な医療サービスを受けられるよう支援します。				●				●
	65歳以上の一人暮らし高齢者名簿の作成	民生委員への情報提供により、見守り・声かけ・訪問活動等の強化を図ります。							●	●
	認知症地域支援推進員等設置事業	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、認知症の人や家族が安心して地域で生活できるよう支援します。							●	
	葬祭費の支給	国民健康保険の被保険者の死亡に際し、葬祭費として一時金を支給します。								●
	訓練等給付に関する事務	障がい者（児）に対する訓練等給付の実施により、障がい者（児）の自立等を支援します。								●
	福祉サービス等利用の相談受付	福祉サービス等利用の相談を受ける機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。				●				●
	相談窓口の設置	状況に応じて関係機関等と連携し、適切な支援先へとつなぎます。								●
	生活保護申請・支給事務	生活保護の申請・支給の機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じて適切な支援先につなぎます。								●
	地域福祉計画策定事業	地域福祉計画を改訂する際には、自殺対策と連携できる部分を検討し、自殺対策の推進を図ります。								●
	障害福祉計画策定・管理事業	障害福祉計画と自殺対策を連動させながら、障がいに関する施策を推進します。								●

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策				重点施策			その他
			ネットワーク	人材育成	周知・啓発	生きる支援	SOS教育	勤務	高齢者	
吉富町社会福祉協議会	吉富町社会福祉協議会生活福祉金貸付 充	母子・寡婦・身体障がい者等に差し迫って必要となった生活資金の無利子での貸し付けを行います。また、貸付の機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。特例貸付借受人等に対し、食料支援を通して相談来所の機会を確保し、生活状況の把握を行い、適切な支援につなげます。								●
	DV被害者等に対する資金援助	DV被害者等に差し迫って必要となった資金の援助を行います。また、資金援助の機会を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じた対応を行います。								●
	こども食堂 新	食を通じて、食べることの大切さを知ってもらうと同時に、相対的貧困による孤食・栄養不足の改善と地域のつながりを図ること、こどもが安心して過ごせる居場所づくり等を行います。				●				●
未来まちづくり課	青色防犯パトロールの実施	パトロール実施者に自殺予防に関する研修等の受講を促します。	●							
	生活安全推進協議会の開催	協議会の開催を地域の関係者に対する自殺対策への理解を深める機会として活用し、自殺に関する情報提供等を行います。	●							
	地域防災計画の作成及び計画に基づく各種防災対策の実施	地域防災計画において、被災者のメンタルヘルス対策について盛り込むことで、災害発生時のメンタルヘルス対策を推進します。								●
	明るいまちづくり推進事業	町内の社会的・地域的課題に取り組む非営利団体に対し、助成金を交付し、活動を支援します。				●				
	情報発信	自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、広報紙を活用した周知・啓発、ホームページを活用した情報の発信を図ります。			●					
	総合計画策定推進事業	総合計画を改訂する際に自殺対策と連携できる部分を検討し、総合的・全庁的な自殺対策の推進を図ります。								●
総務財政課	行政職員に対する健康診断・事後指導の実施	ストレスチェックや健康診断結果に基づく指導等を通じて、職員の心身面の健康増進に取り組むことにより、住民に対する相談支援体制の充実を図ります。				●		●		
	行政職員に対する援助プログラムの実施	悩みや心配事等の相談を外部の専門カウンセラーに相談できる体制の整備等、職員へのメンタル面でのサポートに取り組むことにより、住民に対する相談支援体制の充実を図ります。				●		●		
地域振興課	明るいまちづくり推進事業	町内の社会的・地域的課題に取り組む非営利団体に対し、助成金を交付し、活動を支援します。				●				
	消費生活対策事務	消費生活上に困難を抱える方の相談に応じるとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。								●

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネット ワーク	人材 育成	周知・ 啓発	生きる 支援	SOS 教育	勤務 者	高齢 者	
住民課	京築保護司会に対する支援	犯罪や非行をした人を支える京築保護司会の活動について、負担金の支出、活動の周知・広報等の支援を行います。				●				
	無料法律相談委託	住民がトラブルを抱えた際に、専門家に相談することで早期に問題解決につながるよう、無料法律相談の紹介状を提供します。								●
税務課	納税相談	納税勧奨や窓口での納税等に関する相談を生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じて様々な支援機関につなげるなどの対応を行います。								●
上下水道課	水道料金徴収業務	納付勧奨や窓口での納付等に関する相談を、生活状況を把握する機会として活用し、必要に応じて様々な支援機関につなげるなどの対応を行います。								●
教務課	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有することで、自殺のリスクを抱える家庭に対する包括的・継続的な支援を図ります。	●							
	いじめ防止対策に向けた取組 	いじめ防止に係る啓発リーフレットの作成・配布、教育相談体制の構築、教育・指導方法の学習等の教職員のスキルアップを目的とした研修等を実施します。また、学校において、アンケート調査による実態把握及び相談・指導を行うほか、個人懇談や家庭訪問等による保護者との連携を図ります。		●						
	学校運営協議会の機能化	学校運営協議会に対し、青少年の自殺の現状と対策について情報提供を行うことで、現状と取組についての理解促進を図るとともに、学校運営協議会委員や自治会長による登下校時の見守りや朝の挨拶運動を推進します。		●						
	P T A 活動の支援	P T A 集会等で、子どもたちからの S O S の受け止め方等に関する情報提供を学校を通じて行います。		●						
	図書室の管理 	あらゆる世代の町民が安心して過ごせる場としての提供を図ります。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、心の健康に関連する図書コーナーを開設するなど、自殺予防に関する情報の展示、普及・啓発に取り組みます。なお、図書室機能をより充実・強化するため多世代交流型複合施設での図書館創設について検討します。			●					
	青少年育成町民会議による活動	青少年の健全育成のための講演会等において、心の健康や自殺対策に関する内容を実施することにより、町民への啓発を行います。また、当会議が行う子どもたちの登下校を見守る活動を推進します。			●					

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策					重点施策		その他
			ネット ワーク	人材 育成	周知・ 啓発	生き る支 援	SOS 教育	勤務 者	高 齢者	
教務課	学校図書室の充実	子どもたちが安心して過ごせる場としての学校図書室の充実を図ります。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、心の健康に関連する図書コーナーを開設するなど、自殺予防に関する情報の展示、普及・啓発に取り組みます。			●	●	●			
	生涯学習講座の開講	生涯学習講座の開講を通じて、生きがいづくりや孤立防止を促進します。				●			●	
	よしとみレディースの活動支援	女性の地位向上と相互の親睦を図ることを目的に様々な活動を行っている「よしとみレディース」の活動を支援することで、女性の生きがいづくりにつなげます。				●				
	各種団体への活動支援	地域活動を推進するため、地域福祉活動を行う団体を含む、各種団体の活動を支援します。								
	教職員に対するメンタルヘルス対策の実施	教職員を対象に、個別相談やストレスチェックの実施により、メンタルヘルス対策を行います。				●		●		
	教職員に対する定期健康診断の実施	教職員の定期健康診断を専門機関に委託して実施し、子どもの支援者としての教職員に対する健康管理を通じた支援の充実を図ります。				●				
	教職員の働き方改革に関する取組 充	子どもの支援者である教職員の健康面に配慮した取組として、勤務時間の適正な把握による超過勤務の削減、定時退校日の設定、学校閉庁日の設定等を行います。また、継続して勤怠管理のほか、面談や観察により、管理職による勤務状況・健康状態の管理に努めます。				●				
	指導主事の積極的な活用 充	子どもの支援者である教職員をサポートするため、学習指導・生徒指導・人権教育・教育相談等の学校教育に関する専門的事項に関し、指導主事を増員配置して、学校に指導・助言を行います。				●				
	道徳教育の推進	小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じた道徳教育を推進し、自他の生命の大切さ・尊さ等について学習する機会を設けます。					●			
	SOSの出し方に関する教育の推進	学級活動等の場において、児童生徒に対し、相談窓口や相談方法に関する周知及び相談に関する啓発を行います。					●			
	就学援助に関する事務	経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品費等の援助を行います。また、就学援助に際して保護者と対応する際には、家庭状況の聞き取り等を行い、必要に応じて相談窓口の情報提供を行います。								●
	特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の支給について情報提供を行います。また、保護者と対応する際には、家庭状況の聞き取り等を行い、必要に応じて相談窓口の情報提供を行います。								●
	奨学金に関する事務	経済的理由によって就学困難な者に対し、奨学金の貸付を行います。								●

実施主体	取組	自殺対策の視点を盛り込んだ取組の内容	基本・重点施策等との関連							
			基本施策				重点施策			その他
			ネットワーク	人材育成	周知・啓発	生きる支援	SOS教育	勤務	高齢者	
教務課	学級満足度等調査の実施	小・中学校全児童生徒を対象に、子どもたちの学校生活に対する満足度等を測るQUTテストを実施し、いじめや不登校の問題行動の予防・対策等に活用します。					●			
	子どもの人権SOSミニレター事業の活用	国が中心となって実施している「子どもの人権SOSミニレター」事業を活用し、学校や家庭を通さず寄せられた児童生徒の悩みごとに対し、法務局等と連携して対応します。					●			
	子ども発達支援専門員の配置	専門の臨床心理士を配置し、保護者のカウンセリングを含めた子どもの教育相談活動を実施します。								●
	学習支援員、学習支援補助員の配置 	特別な支援が必要な児童に対して、必要な学習支援員、学習支援補助員を配置し、一人ひとりの発達状況に応じた、きめ細やかな教育を行い、学校生活に対する支援を行います。								●

第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

(1) 自殺対策ネットワーク

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等の社会全般に関係しており、総合的な対策を推進するためには、多分野の関係者の連携・協働により、多角的な施策を推進する必要があります。

このため、医療・福祉・教育・経済労働の関係機関及び民間団体と本町の関係部局で、構成される「自殺対策推進協議会」を設置・開催し、吉富町における自殺対策の総合的な推進を図ります。

(2) それぞれの主体が果たすべき役割

本町における自殺対策の推進にあたって、それぞれの主体が果たすべき役割として、以下のとおり定めます。

① 町の役割

町民に最も身近な行政主体として、吉富町自殺対策計画に基づき、自殺対策の総合的かつ計画的な推進に努めるとともに、町全体における自殺対策の推進役を担います。

② 関係機関及び民間団体の役割

医療・福祉・教育・経済労働等に携わる関係機関及び民間団体は、それぞれの活動内容の特性等に応じて、それぞれの立場から積極的に自殺対策に参画することが求められます。

③ 企業の役割

労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、職場環境の改善等を通じたメンタルヘルス対策の推進等により、労働者の心の健康の維持や生命・身体の安全の確保に努めることが求められます。

④ 町民の役割

町民一人ひとりが自殺対策に対する理解と関心を深め、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるよう努めることが必要です。また、自殺や精神疾患、ひきこもり等に対する誤った認識や偏見をなくすよう努めることが必要です。

身近に悩みや生活に問題を抱えている人がいる場合には、早めに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて、専門機関につなぐことが求められます。

(3) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を着実に実行するため、計画の進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じた施策の改善、計画の見直し等を行います。

進捗状況の検証・評価にあたっては、成果指標を以下のとおり設定し、活用するとともに、生きる支援関連施策として掲載した取組についても、各実施主体による施策評価により評価を行います。

指標	現状	目標
吉富町自殺対策推進協議会の開催回数	年 1 回開催	年 1 回以上継続的 実施
町職員のゲートキーパー研修の受講率	100%	100%
町民向けゲートキーパー研修の実施回数	5 年間で 1 回	年 1 回以上
町民向けゲートキーパー研修における受講者の理解度	91.8%	95%以上
こころの健康づくり講演会の参加者数	5 年間で 213 人	5 年間で 300 人以上
自殺予防パンフレットの配布	年 1 回	年 1 回
広報紙への自殺に関する啓発記事の掲載	年 2 回以上	年 2 回以上
ふれあいサロンの延べ参加人数	年間 1,300 人	年間 1,500 人以上
児童生徒の S O S の出し方に関する教育の実施	日常的に実施	日常的に実施

(4) 自殺対策の担当課

自殺対策に係る主担当課（計画策定事務局）を子育て健康課として、関係各課により横断的に推進します。

資料編

1 吉富町自殺対策推進協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関が連携を強化、町の総合的な自殺対策を推進するため、吉富町自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- （1） 吉富町自殺対策推進計画の策定及び実施状況に関すること。
- （2） 自殺対策の推進について、関係機関等との連携に関すること。
- （3） その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 医療関係者
- （2） 保健福祉関係者
- （3） 教育関係者
- （4） 労働関係者
- （5） 関係行政機関職員
- （6） その他は町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密は全て、これを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、子育て健康課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日告示第36号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第31号）

この告示は交付の日から施行する。

2 吉富町自殺対策推進協議会委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	吉富町議会議長	山本 定生	
2	吉富町社会福祉協議会会長	是本 豊彦	会長
3	吉富町自治会長会会長	太田 重文	
4	吉富町民生委員児童委員協議会会長	出水 清子	副会長
5	吉富小学校長	大木 秀一	
6	吉富町商工会長	中家 章智	
7	住民代表	恒成 正幸	
8	京築保健福祉環境事務所健康増進課長	井上 和美	
9	行橋公共職業安定所豊前出張所長	中村 美恵	
10	豊前警察署生活安全課長	秋山 雄一	
11	京築広域圏消防本部警防課長	笹原 丈典	
12	吉富町教務課長	石丸 順子	
13	吉富町子育て健康課長	梅林 正典	

※敬称略

第 2 期吉富町自殺対策計画

令和 7 年 3 月

発行 吉富町 子育て健康課

〒871-8585

福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1

T E L 0979-24-1133

F A X 0979-24-3219
